

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定

(長寿社会政策課)

一

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁生涯学習課)

一

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

四

## 告示

○宮城県告示第六百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定した。

令和六年十月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務所の名称及び所在地	指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名	受託事務の種類	指定の年月日
日本データー仙台調査センター 仙台市青葉区中央一丁目三番一号	株式会社日本ビジネスデーター Iプロセンシングセンター 兵庫県神戸市中央区伊藤町百十九番地 池 惠二	介護保険法第二十四条の二第一項第一号の事務（要介護認定等調査事務）	令和六年十月七日

## 公告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年十月二十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
刈田郡蔵王町大字塩沢字上野二十九番一、二十九番三、二十九番二十、二十九番二十二、二十九番二十三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
蔵王町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。

令和六年十月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県図書館情報ネットワークシステム更改（調査設計・開発）・運用保守業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び提案依頼書による。

3 履行期間 契約締結の日から令和十二年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館

5 予定価格 三七四、四〇〇、〇〇〇円（内消費税及び地方消費税三四、〇三六、三六三円）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は入札書提出時までには物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更正計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更正手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) 全ての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。  
(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。（企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独で本入札に重複して参加することはできない。）

9 入札参加資格申請場所及び提出期限

物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 電話〇二二二二二一三三三五）へ令和六年十一月十一日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書及び総合評価のための提案書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び提案依頼書の交付場所、問い合わせ先  
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号

宮城県教育庁生涯学習課社会教育推進班（電話〇二二二二二一三六五四）  
3 入札説明書及び提案依頼書の交付期限  
令和六年十一月十一日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和六年十一月六日（水）午後五時までに2宛て申し出る。

4 総合評価一般競争入札参加資格審査  
令和六年十一月八日（金）午後五時までに、宮城県物品等電子調達システム又は持参による場合は、令和六年十一月十一日（月）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これ

に応じなければならない。

5 総合評価のための提案書の提出期限

令和六年十一月二十五日(月)午後四時まで。ただし、郵送による場合は、配達証明付き書留郵便にて同日同時までに到達すること。

6 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年十一月二十日(水)午前九時から令和六年十二月十二日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 入札書の提出期間 令和六年十一月二十日(水)午前九時から令和六年十二月十二日(木)午後五時まで

ロ 郵送による場合は、配達証明付き書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、7の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

7 開札の日時及び場所

令和六年十二月十三日(金)午前十一時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎八階 土木部会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三・四における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 使用言語及び通貨等

本件の入札、契約及び業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金

(一) 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないおそれがあること認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。  
(二) 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求めら

る義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法

入札書には、履行期間全体の委託料総額を記載すること。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち必須事項が提案依頼書で定める水準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。

6 落札者決定基準 入札説明書による。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Services to be Procured : Renewal (research design and development) of Miyagi Prefectural Library's information network system, and operation and maintenance services (1 set)

2 Contract Period : From day of contract settlement to December 31, 2030

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Library

4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : December 13, 2024 (Fri), 11 : 00 a.m. Public Works Department meeting room, Miyagi Prefectural Government building, 8<sup>th</sup> floor

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : December 12, 2024 (Thu.), 5 : 00 p.m.

6 Contact Information : Social Education Promotion Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan, TEL: 022-211-3654

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和六年十月二十二日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

一日 時 令和六年十月二十八日 午後一時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三事 件

第一号議案 教育功績者表彰について

第二号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

第三号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―三六一一）